

# 会津美術協会 会則

第1条 本会は、会津美術協会と称し、事務局は会長指定のところにおく。

第2条 本会は、会津における美術振興に寄与するとともに、委員・会員の研修親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会津総合美術展 等。
2. 美術に関する研究、調査。
3. 文化団体との連絡提携。
4. その他美術振興に関する事業。
5. 市立美術館の建設推進。

第4条 本会は、第2条、第3条の趣旨に賛同し、美術活動を推進する者をもって組織し、日本画、洋画、彫塑、工芸美術、書の5部門で構成する。

第5条 本会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若干名
3. 監 事 3 名
4. 理 事 若干名（各部門ごと各1名筆頭理事）
5. 事務局長 1 名
6. 事務局次長 若干名
7. 事務局員 若干名（庶務・会計）

第6条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

第7条 役員選任は、次の手続きによる。

1. 会長、副会長、及び監事は総会において選出する。
2. 理事は各部門ごとに委員会で選出し、総会で承認を受ける。
3. 事務局長、事務局次長、事務局員は、会長が依嘱する。

第8条 役員任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 監事は、会計を監査する。監査は、理事会に参加することができるが議決には加わらない。
4. 理事は、本会事業の企画運営にあたる。また、筆頭理事は、部門ごと委員会の運営、連絡・調整にあたる。

5. 事務局長は、本会の必要な会務の執行及び連絡、調整にあたる。
6. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は、その職務を代行する。
7. 事務局員は、会の運営に関する事務及び経理を遂行する。

第9条 本会の会議は、総会及び理事会、委員会、三役会、事務局会とする。

1. 総会は、会長が4月初旬に招集する。全委員、会員で構成する最高決議機関であり、本会運営の基本的な重要事項（事業計画、予算、決算、会則の改正等）を審議決定する。
2. 理事会は、会長が招集する。役員、理事で構成する総会に次ぐ決議機関として本会の運営、活動上の基本的な事項及び細則等を審議決定する。
3. 委員会は、会長が招集し、細則に定める理事の選任及び会津総合美術展覧会運営規則に定める事項、その他必要事項について協議推薦する。
4. 理事会は、本会の組織、運営事業・活動等について原案作成及びその遂行にあたり、総会、理事会からの委任事項を処理する。
5. 事務局会は、事務局長を中心に、役員会等に提出する原案の作成にあたり、本会運営活動上必要な事務的事項を処理する。

- (1) 庶務 事務一般、その他必要事項
- (2) 会計 会計一般、 "

**第10条 本会に総会の推挙により顧問、名誉会員、協力会員を置くことができる。**

**1. 顧問は本会の諮問に応ずる。**

**2. 名誉会員及び協力会員は、本会の活動に協力し必要がある場合、適切な助**

**言を**

**することができる。**

第11条 本会の経費は、会費・その他をもってこれにあてる。会費の額は総会において決定する。

1. 委員 7,000円
2. 会員 5,000円
3. 家族会費
  - ・同居家族において委員・会員の場合は以下の例により割引される。
  - ( )内の金額は、通常の会費)
  - 委員・委員の場合 2人で10,000円(14,000円)
  - 委員・会員の場合 2人で 9,000円(12,000円)
  - 会員・会員の場合 2人で 8,000円(10,000円)
4. 1人で複数領域の委員・会員に所属する場合は以下の例による。
  - 委員・委員～7,000円

委員・会員～7, 000円

会員・会員～5, 000円

5. 福島県美術家連盟会員は会費1, 000円を会津美術協会会費と共に納入する。

そのうち900円を県に納入し、残額100円は会津総合美術展の  
福島県美術家連盟賞の基金に充当する。

福

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 本会の委員、会員は、特典を受けることができる。

1. 本会の主催する会津総合美術展における優待（無監査）
2. その他の優待

第14条 本会の総会及び臨時総会は、委員、会員（委任状を含む）の3分の2以上の出席者をもって成立する。

第15条 本会にこの簿冊を置く。

1. 会則簿（含細則）
2. 会津総合美術展関係簿
3. 議事録簿
4. 委員、会員名簿
5. 会計簿
6. 会議記録簿
7. その他

改正平成18年3月11日改

正平成20年4月5日一部改

正平成31年3月30日一部改

正令和2年3月28日

第16条 本会の委員、会員が会費、展覧会の責任を果たさない時は、退会をさせることができる。

また本会を自主的に退会するときは、会長に届け出さなければならない。

第17条 会津総合美術展及びその他必要な細則は、理事会または委員会において定める。